令和2年 11月

# 本省情報提供



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

# 公共工事等の中長期的な発注見通し

#### 公共工事等の中長期的な発注見通しの公表について↓

~新たに河川・道路・公園事業の事業計画の情報を事務所毎に公表します!~↩

令和2年10月2日 Press Release

□公共工事等の受注者向けの情報として、国土交通省の直轄事業のうち、河川・道路・ 公園事業の事務所毎の中長期的な発注見通しについて、地方公共団体向けにお知らせ していた事業計画の情報を公表します。↩

公共工事等の計画的な発注は、繁忙期と閑散期の工事量や業務量の差を少なくし、工事において は労働者の処遇改善や資材・機材等の効率的な活用促進に寄与し、業務においては年度末の業務の 集中を回避することに寄与するものです。令和元年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進 に関する法律」並びに令和2年1月に改正された全ての公共発注者の指針である「発注関係事務の 運用に関する指針」において、地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的な 発注を適切に実施するための取り組みとして、中長期的な公共工事等の発注見通しの作成と公表を 行うことが、発注者の責務として明記されているところです。↩

今般、国土交通省における河川・道路・公園事業の事務所毎に、例年公表している四半期ごとのエ 事等の発注見通しに加え、地方公共団体へ事業計画をお知らせしている「事業計画通知」に記載され ている事業の情報を併せて公表※し、中長期的な発注見通しを示すこととしましたので、お知らせ いたします。↩

<u>※情報掲載ページ</u>。

ロ入札情報サービス口https://www.i-ppi.jp/ロ... (一般財団法人・日本建設情報総合センター(JACIC)により運営)。

🥝 国土交通省

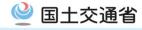
2

### 【参考イメージ】中長期的な発注見通しの公表について

入札情報サービスのトップページ



中長期発注見通し機能 を追加



### 現在、入札情報サービス(PPI)において、工事単位の発注見通しを掲載



### 4

#### 今回追加して公表

事業計画通知に記載している事業(プロジェクト)の情報を中長期的な見通しとして追加

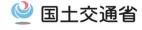
No.	発注機関/担当部・事務所	事業名	更新日
1	国土交通省〇〇地方整備局/〇〇国道事務所	国道○○号○○道(○○~○○)(○○環状道路)	2020/04/01
2	国土交通省〇〇地方整備局/〇〇国道事務所	国道〇〇号〇〇道	2020/04/01

対象事業 : 国土交通省の直轄事業のうち、河川・道路・公園事業

# 品確法運用指針調査結果

### 「令和元年度 業務に関する運用指針調査」概要

(発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査)



国は公共工事品確法\*1に基づき策定された運用指針\*2に基づき、発注関係事務の実施状況を毎年度調査し、その結果をとりまとめ公表(令和元年度より実施)

※1公共工事の品質確保の促進に関する法律第22条

※2発注関係事務の運用に関する指針

#### 調査対象機関

国(19機関)、特殊法人等(125法人) 地方公共団体(47都道府県、20指定都市、1721市区町村)

#### 調査対象時点

令和元年11月1日現在※

※一部の項目は平成30年度末時点

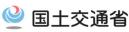
#### 調査項目

- 〇ダンピング対策(低入札価格調査制度、最低制限価格制度の導入等)
- ○履行時期の平準化(第1四半期~第3四半期、第4四半期を履行期限とした割合)
- 〇入札方式の導入状況 (プロポーザル方式・総合評価落札方式等)
- ○その他(発注見通しの公表、調査対象年度の入札・契約状況等)

#### 結果の概要

- ○ダンピング対策については、特殊法人等では約3割、市区町村では約半数が未導入
- ○履行時期の平準化については、国の業務は8割以上が第4四半期に履行期限が集中している状況
- ○プロポーザル方式については、市区町村の導入に遅れ
- 〇総合評価落札方式については、各発注者とも導入が概ね半数未満にとどまる
- 今後、発注者協議会や監理課長等会議等を通じて、調査結果を共有し、発注関係事務の改善に向けた更なる取組を推進

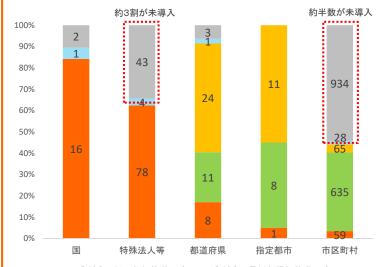
### 業務に関するダンピング対策 (低入札価格調査制度、最低制限価格制度の導入)



#### 業務に関するダンピング対策の位置付け

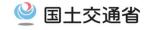
〇品確法において、<u>発注者の責務として、ダンピング契約の締結を防止するための措置を講ずる</u>ことが規定 〇運用指針において、<u>低入札価格調査基準又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する</u>ことが明記

#### 業務に関するダンピング対策の状況



- ■4業種全て低入札価格導入済 ■4業種全て最低制限価格導入済
- ■併用 ■一部導入済
- ■未導入
- ※グラフ内の数字は回答機関数 ※4業種(測量・建築コンサルタント・土木コンサルタント・地質調査)

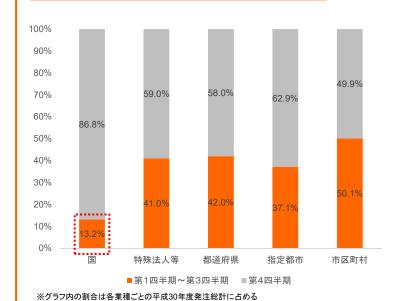
- 〇国、都道府県、指定都市では、H26の品確法改正以降、 ダンピング対策が進捗
- 〇他方で、特殊法人等では約3割、市区町村では約半数が 未導入
- 〇ダンピング受注は、調査等の手抜き、下請業者へのしわ 寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながり やすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれや、適正 な利潤を確保できないおそれ等の問題
- 〇特に導入の遅れている発注者に対し、導入済の発注者の 取組状況を共有し、<u>低入札価格調査制度又は最低制限</u> 価格制度の適切な活用を推進



#### 業務に関する履行時期の平準化の位置付け

〇品確法において、<u>発注者の責務として、履行時期の平準化のため、債務負担行為や繰越明許費の活用等</u>が規定 ○運用指針において、発注者は、繰越明許費や債務負担行為の活用により、履行時期の平準化を図ることが明記

#### 業務に関する履行時期の平準化の状況



- ○履行時期の平準化については、特殊法人等、都道府県、 指定都市では約半数近く、市区町村では約半数が第4 四半期以前であるのに対し、国では、1割強にとどまる
- ○年間を通じた業務量の偏りが生じることで、公共工事に 関する調査等に従事する者において長時間労働や休日 の取得しにくさ等につながるおそれ
- ○年度当初からの予算執行の徹底、繰越明許費の適切な 活用、債務負担行為の積極的な活用等により、適正な 履行期間を確保しつつ、業務の履行時期の平準化を推進

第1四半期~第3四半期と第4四半期の割合

※4業種(測量・建築コンサルタント・土木コンサルタント・地質調査)

# 業務に関するプロポーザル方式・総合評価落札方式の導入

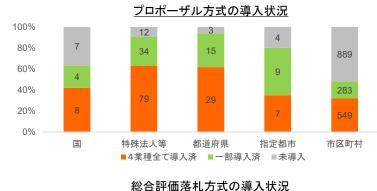


🥝 国土交通省

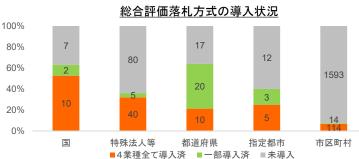
### 業務に関するプロポーザル方式・総合評価落札方式の導入の位置付け

- 〇品確法において、発注者に対し、競争参加者から技術提案を求めるべき旨の努力義務が規定
- 〇運用指針において、「業務の発注に当たっては、業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式、総合評価 落札方式、価格競争方式等の適切な入札契約方式を選択するよう努める」ことが明記

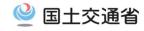
#### 業務に関するプロポーザル方式・総合評価落札方式の導入状況



- 〇プロポーザル方式は、国、特殊法人等、都道府県、指定 都市、市区町村のいずれにおいても、概ね半数以上で 導入済。特に特殊法人と都道府県・指定都市では、多く の発注者が導入済
- 〇他方で、総合評価落札方式は、相対的に導入が進んで いない状況



- ○業務の内容に応じ、価格のみによって契約相手を決定 するのではなく、技術提案の優劣を評価し、最も適切な者 <u>と契約</u>を結ぶことを通じ、品質を確保することが重要
- 〇各発注者に対して、<u>適切な入札契約方式を選択すること</u> の重要性について、引き続き普及啓発



#### 必ず実施すべき事項(測量、調査及び設計)

#### ① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における技術者 単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を 的確に反映した積算を行う。

# ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

#### ③ 履行期間の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準 化のための取組を実施する。

具体的には、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や 入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平 準化に取り組む。

#### 4 適正な履行期間の設定

**履行期間の設定**に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、**照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日**、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

#### ⑤ 適切な設計変更

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**契約額や履行期間の変更を適切に行う**。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

#### ⑥ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、各発注者は必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。

#### 実施に努める事項(測量、調査及び設計)

#### ① ICTを活用した生産性向上(新)

業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、BIM/CIMや3次元データを積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、情報共有システム等の活用の推進に努める。また、ICTの積極的な活用により、検査書類等の簡素化や作業の効率化に努める。

#### ② 入札契約方式の選択・活用

業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式**、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の**適切な入札契約方式を選択する**よう努める。

# ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、プロポーザル方式により技術提案を求める。また、豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用、海外での業務経験を有する技術者の活用等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

#### ④ 履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に 確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日 明け日を依頼の期限日にしない等のウイークリースタ ンスの適用や条件明示チェックシートの活用、スケジュー ル管理表の運用の徹底等により、履行状況の確認を 適切に実施するよう努める。

#### ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

設計業務については、設計条件や施工の留意点、 関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受 発注者間で共有するため、**発注者と受注者による合** 同現地踏査の実施に努める。テレビ会議や現地調査 の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラ の活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の** 積極的な推進に努め、情報共有が可能となる環境整 備を行う。

#### 災害対応(工事・業務)

#### ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用

**災害時の入札契約方式の選定**にあたっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等を適用**する。 災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定すると ともに、**書面での契約**を行う。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能であることに留意する。

#### ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

#### ③ 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

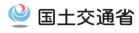
災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施する ため、あらかじめ、**災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結** する等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、**災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める**。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を 進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっても**地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む。** 

# 都市計画コンサルタント業務の 発注等について

12

## 都市計画コンサルタント業務の発注等について



都市計画コンサルタント業務の発注等に関しては、一般社団法人都市計画コンサルタント協会より「都市計画業務におけるプロポーザル等による望ましい発注方式」が公表されており、適宜に活用を頂きたい。

<都市計画コンサルタント業務の発注等を巡る状況>

〇H27「建設コンサルタント業務等のプロポ・総合評価方式の運用ガイドライン(調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会)」に基づく発注方式が進んでいない。

〇仕様書に記載され難い作業、あるいは契約前に業務量が想定されがたい作業(委員会開催に伴う作業や、庁内の説明会・打合せ)が膨らみ業務の遅れや経営的問題を生ずる場合もある。

○プロポーザル方式等の企画提案は、当該業務を遂行するに相応 しい技術を有する企業を選定するものであるが、過度に門戸を狭 めるような条件(例えば企業規模の大きさや限定的な業務実績を 求める等)が設定される場合がある。

○プロポーザルでの評価では技術提案を重視し価格の多寡を評価対象にしないようにすることが望まれるが、総合評価方式では技術点の配分を重視(60~70%以上)されていない。

〇業務が翌年に継続する場合の契約額、仕様変更(増額)時の契 約額に関して、当初の低落札率の適用されている。

○プロポーザルなどとして提出した技術提案内容等が無断で使用 されたることや情報公開されることがある。

一般社団法人都市計画コンサルタント協会調べ

「都市計画業務におけるプロポーザル等による望ま しい発注方式」 (2019年3月 (-社) 都市計画コンサルタント協会)

プロポーザル・総合評価方式による望ましい都市計画業務の発注方式の普及を目指し、地方公共団体に対して業務内容にふさわしい募集・評価方法の選定や的確な仕様書の作成等に資する情報の発信・提供を目的に、都市計画コンサルタントから見た優良な発注事例の募集要項や仕様書等を収集・分析



https://www.toshicon.or.jp/hakko#hokoku